

別記様式第22号（第65条関係）

第 1 面

第		号	
外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律 第35条第 2 項において準用する同法第13条第 2 項に規定する立入検査証 (同法第104条第 1 項に規定する報告徴収等のみを担当する職員の身分を示す証明書に限る。)			
写 真	職名及び氏名		
	年	月	日生
	年	月	日交付
			印

第 2 面

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律抜粋

(報告徴収等)

第13条 (略)

2 前項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該主務大臣の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(報告徴収等)

第35条 主務大臣は、この節の規定を施行するために必要な限度において、監理型育成就労関係者（監理支援機関等又は監理型育成就労実施者若しくは監理型育成就労実施者であった者をいう。以下この項において同じ。）若しくは監理型育成就労関係者の役員若しくは職員（以下この項において「役職員」という。）若しくは役職員であった者（以下この項において「役職員等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは監理型育成就労関係者若しくは役職員等に対し出頭を求め、又は当該主務大臣の職員に、関係者に対して質問させ、若しくは監理型育成就労関係者に係る事業所その他監理型育成就労に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第13条第 2 項の規定は前項の規定による質問又は立入検査について、同条第 3 項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

第3面

(許可の取消し等)

第37条 主務大臣は、監理支援機関が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消すことができる。

一～三 (略)

四 この法律の規定若しくは出入国若しくは労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分違反したとき。

2～3 (略)

(監理支援責任者の設置等)

第40条 (略)

2 (略)

3 監理支援機関は、監理型育成就労実施者が、監理型育成就労に関し労働基準法、労働安全衛生法その他の労働に関する法令に違反しないよう、監理支援責任者をして、必要な指導を行わせなければならない。

4 監理支援機関は、監理型育成就労実施者が、監理型育成就労に関し労働基準法、労働安全衛生法その他の労働に関する法令に違反していると認めるときは、監理支援責任者をして、是正のため必要な指示を行わせなければならない。

5 監理支援機関は、前項に規定する指示を行ったときは、速やかに、その旨を関係行政機関に通報しなければならない。

(権限の委任等)

第104条 主務大臣は、政令で定めるところにより、第35条第1項の規定による報告の徴収、帳簿書類の提出若しくは提示の命令、出頭の求め、質問又は立入検査（第40条第3項から第5項までの規定を施行するために行うものに限る。）、第99条第1項の規定による監督（出頭の求めに限る。）、同条第2項の規定による命令（帳簿書類の提出又は提示の命令に限る。）及び第100条第1項の規定による報告の徴収又は立入検査（次項及び次条において「報告徴収等」という。）の権限の一部を国土交通大臣に委任することができる。

2～6 (略)

第4面

(職権の行使)

第105条 主務大臣は、報告徴収等に関する事務について、第35条第1項に規定する当該主務大臣の職員の職権を労働基準監督官に行わせることができる。

2 国土交通大臣は、主務大臣の権限が前条第1項の規定により国土交通大臣に委任された場合には、報告徴収等に関する事務について、第35条第1項に規定する当該主務大臣の職員の職権を船員労務官に行わせることができる。

第112条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第13条第1項又は第35条第1項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

四～十三 (略)

2 (略)

第113条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第108条、第109条、第110条第1項、第111条又は前条第1項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格B列7とすること。